

靱地区東西交通・交流拠点事業者選定アドバイザー業務に係るプロポーザル実施要領

1 業務の目的

靱町中心部をバイパスするトンネル整備（山側トンネル）に合わせ、観光車両の町中への流入を抑制するため、パークアンドライドの拠点となる東西交通・交流拠点を整備することとし、観光客は、徒歩や二次交通により、陸路または海路で靱町中心部や仙酔島へアクセスすることを計画している。

そこで、2021年（令和3年）3月に計画検討業務委託（東西交通・交流拠点整備事業）報告書（以下、「基本計画」という。）をとりまとめたところである。

本業務は、当該基本計画及び2022年度（令和4年度）に実施した靱地区東西交通・交流拠点事業運営手法検討調査業務の結果等を踏まえ、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」の規定に準じて、DBO方式による事業を実施するにあたり、必要な諸条件の整理や事業の実施方針の作成・公表、公募条件の整理、民間事業者の募集・選定から契約締結に至る一連の業務を、DBO方式に関する広範かつ高度な知識と豊富な経験を有する者の支援を受け、円滑に実施することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

靱地区東西交通・交流拠点事業者選定アドバイザー業務

(2) 業務場所

福山市及び福山市が指定する場所

(3) 業務内容

別紙「靱地区東西交通・交流拠点事業者選定アドバイザー業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務履行期間

契約締結日から2025年（令和7年）3月31日（月）まで

3 委託上限金額

22,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する事業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション及び質疑・応答を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該受注候補者と随意契約を締結する。

また、選定においては福山市議会における関係予算の議決が得られなかった場合は取

り消すものとする。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号、第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。
- (7) 2018年度（平成30年度）以後に、国又は地方公共団体における官民連携手法による施設の整備・運営を行う事業者選定に係るアドバイザー業務の元請実績を5件以上有すること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎10階）

福山市建設局土木部港湾河川課

電話：084-928-1260（直通）

FAX：084-926-9167

E-mail：kouwan-kasen@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

| 項目 | 日程 |
|----------------------|---|
| 公告 | 2024年（令和6年）3月 1日（金） |
| 実施要領等の配布期間 | 2024年（令和6年）3月 1日（金）から 同年3月11日（月）午後5時まで |
| 質問書の受付期間 | 2024年（令和6年）3月 1日（金）から 同年3月 6日（水）午後5時まで |
| 質問書に対する 回答期限・回答方法 | 2024年（令和6年）3月 8日（金） 市ホームページに掲載します。 |

| | |
|--------------------|---|
| 参加申込書の受付期間 | 2024年（令和6年）3月 1日（金）から 同年3月11日（月）午後5時まで |
| 企画提案書の提出者の 選定通知 | 2024年（令和6年）3月13日（水）（予定） |
| 企画提案書等の受付期間 | 2024年（令和6年）3月13日（水）（予定）から 同年3月19日（火）午後5時まで |
| プレゼンテーションの実施 | 2024年（令和6年）3月22日（金）（予定） |
| 審査結果通知 | 2024年（令和6年）3月25日（月）（予定） |

(3) 実施要領等の配布期間，配布場所及び配布方法

ア 配布期間

公告の日から2024年（令和6年）3月11日（月）まで（ただし、福山市の
休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日
を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 配布場所

(1)に同じ。

ウ 配布方法

(1)の場所で交付又は福山市ホームページに掲載
(<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>)

(4) 質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書提出期間

公告の日からから2024年（令和6年）3月6日（水）まで（ただし、福山
市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休
日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式1）を6(1)の担当部局宛てに電子メール
にファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し提出
してください。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

※メール送信の際は、件名に「**轄地区東西交通・交流拠点事業者選定アドバイ
ザリー業務に係る質問書**」と記した上で送信してください。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるも
のを除き、2024年（令和6年）3月8日（金）に本市ホームページに掲載し
ます。

7 参加申込書類の作成等

(1) 受付期間

公告の日から2024年(令和6年)3月11日(月)まで(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送の場合も、2024年(令和6年)3月11日(月)午後5時必着となりますので、確実に届く方法としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(2) 提出場所

6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条第1項に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時まで)

なお、届いているかどうかの確認を電話で行ってください。

※原則、書類の提出は持参又は郵送とするが、原本の提出及び実印の押印が不要である書類については、電子メールでの提出も可能とする。

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～サの書類を作成し、各1部を提出してください。

(エ、カ、キ及びクについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。)

ア 轄地区東西交通・交流拠点事業者選定アドバイザー業務に係る公募型プロポーザル受付票(様式2)

イ 参加申込書(様式3)

ウ 実績報告書(様式4)

2018年度(平成30年度)以後の国又は地方公共団体における官民連携手法による施設の整備・運営を行う事業者選定に係るアドバイザー業務の実績について、概要が分かる資料(契約書、業務報告書、テクリス又はそれに類する物)を添付してください(写しでも可)。

エ 商業登記簿謄本(写しでも可)

オ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)

カ 市税の完納証明書(原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したものの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書(様式5)を提出すること。)

キ 納税証明書(写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したものの)

ク 印鑑証明書(原本)

ケ 使用印鑑届（様式6）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

コ 委任状（様式7）（契約締結等に関する権限を支店長，営業所長等に委任する場合に提出すること。）

サ 誓約書（様式8）

※ 本市が必要と認める場合は，追加資料を求める場合があります。

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行います。

(1) 参加資格確認結果の通知

2024年（令和6年）3月13日（水）（予定）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知します。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は，本件プロポーザルを取り止めます。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は，当該1者について，参加資格の確認を行います。

9 企画提案書の作成等

参加資格確認の結果，要件を満たしている旨の通知を受けた者は，次の項目について，企画提案書（(4)ア，イ及びウの書類）を作成・提出してください。

企画書は，A4サイズ10枚以内（表紙は含まない。），原則片面印刷とし，文字の大きさは，11ポイント以上（図表は除く。），使用する言語は日本語，通貨は円とします。また，提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないこと。

見積書は，A4サイズとし，様式は任意とする。

(1) 受付期間

2024年（令和6年）3月13日（水）から同年3月19日（火）まで（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお，郵送の場合も，2024年（令和6年）3月19日（火）午後5時必着となりますので，確実に届く方法としてください。また，届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(2) 提出場所

6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は，受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分

から午後5時まで)

ただし、企画書については、6(1)の担当部局へ電子メールでPDFデータを提出すること。

※原則、書類の提出は持参又は郵送とするが、原本の提出及び実印の押印が不要である書類については、電子メールでの提出も可能とする。

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書(様式9) 1部

イ 企画書 正本1部 副本7部
別紙「轄地区東西交通・交流拠点事業者選定アドバイザー業務委託仕様書」の内容を踏まえ、記載してください。

ウ 見積書 1部

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書を基に轄地区東西交通・交流拠点事業者選定アドバイザー業務委託事業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)で評価を行います。

受注候補者の評価に当たっては、別表の評価項目及び評価内容に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等の評価、採点します。

(1) プレゼンテーション

ア 開催日時

2024年(令和6年)3月22日(金)(予定)

後日、プレゼンテーションの参加者に通知します。

イ 開催場所

後日、プレゼンテーションの参加者に通知します。

ウ 実施方法

別表の評価項目における評価内容に基づき、プレゼンテーション審査を実施し、選定する。企画提案の所要時間はプレゼンテーション15分程度、審査委員からの質疑15分程度とします。

受注候補者の特定については、評価委員会における評価点の合計が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定し、随意契約の交渉を行います。なお、評価点の合計が同点の場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者に決定します。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行います。

※評価の結果、合計点が60点未満の者の提案は、不採用とします。

※プレゼンテーションの参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

※指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはなりません。

エ 審査結果の通知

2024年（令和6年）3月25日（月）までに、プレゼンテーションの参加者全員に選定結果を郵送等により通知することとします。なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではありません。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行います。

(2) 評価結果の公表

評価結果については福山市ホームページに公表します。なお、審査の方法や内容、結果に対する疑義は受け付けません。

また、評価項目ごとの評価結果の公表を希望する場合、2024年（令和6年）4月5日（金）までにその旨を記載した電子メールを6（1）に送付してください。（本市からの回答については、送付元の連絡先に電子メールを送付します。）

(3) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

1.1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、受注候補者より提出された見積書を確認の上、契約を締結するものとします。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限りません。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点のプレゼンテーションの参加者と契約交渉を行うものとします。

1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1.3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとします。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- (4) プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全てプロポーザルの参加者が負うものとします。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外にその提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (9) プロポーザルの参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。
- (11) 提出された企画提案書等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当部局に持参又は郵送により提出してください。
- (13) プロポーザルの参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注候補者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとします。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとします。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、プロポーザルの参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとします。
- (17) プロポーザルの参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。
- (18) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守してください。

- (19) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができます。
- (20) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、福山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第32号）及び福山市個人情報の保護に関する法律施行条例等施行規則（令和5年規則第16号）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めてください。
- (21) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。
- (22) 受注候補者が、本市の指名除名措置又は入札参加資格の取消しを、プロポーザル参加資格確認結果を通知した日から契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しないものとします。

韮地区東西交通・交流拠点事業者選定アドバイザー業務委託

評価基準・評価項目

| 評価項目 | 評価内容 | 配点 | 小計 |
|------------|---|-----|-----|
| (1) 業務実績 | 本業務を実施する上で適切な同種及び類似業務の実績を何件有しているか。(5件1点, 6件2点, 7件3点, 8件4点, 9件5点, 10件以上6点) | /6 | |
| (2) 業務実施体制 | 業務に応じた技術者が適切に配置されているか。 ・配置従事者が同種業務の実績を有しているか。 ・業務遂行のための人員配置及び役割分担が適当か。 ・進捗状況が的確に確認でき, 問題発生時の対応が適切に行える体制となっているか。 | /6 | /12 |
| (3) 全体の評価 | 提案内容の的確性 ・仕様書の内容を十分に理解し, 明確かつ具体的な提案がなされているか。 ・韮町の資源(観光, 文化, 伝統等)を活用した韮町全体の活性化に資する提案となっているか。 | /8 | |
| | 事業への理解・知識 ・交通・交流拠点としての事業内容及び目的に関して十分に理解されているか。 ・本業務に関連する法規制や当該地域の現状を理解しているか。 | /8 | |
| | 業務の実施方針及び事業者選定から契約締結に至るスケジュール ・業務実施手順を示す実施フロー及びスケジュールが具体的かつ実現可能な提案となっているか。 | /8 | |
| (4) 企画提案書 | 業務の実施方針 ・本業務の目的, 内容, 背景, 経過, 課題などについて十分に理解されているか。 | /8 | |
| | 事業スキームの検討 ・本事業をDBO方式で実施する上での課題が, 法令や先事例を検証した上で提示されており, 具体的な解決策が示されているか。(例: 県と市で所管が異なる施設を一体的に管理・運営するための課題など) | /12 | |
| | 民間事業者の募集・選定 ・事業者公募を進めていく際に, 幅広い民間事業者からの提案が期待できるよう, 民間の動向を的確に把握し, 民間活力を最大限に活用できる手法, プロセスが示されているか。 ・地元企業が参画できる手法について, 具体的な提案が示されているか。 | /12 | |
| | 官民対話 ・官民対話の実施方法, 対象とする業種や企業について, 考え方とともに具体的な提案がなされているか。 | /8 | |
| | 事業スケジュール ・早期に事業に着手し, 施設を供用開始するための課題等が示されており, 課題解決のための具体的な検討方法等が記載され, その方法が適切かつ有益な検討となっているか。 | /8 | |
| | 企画提案の工夫・独自性 ・企画提案書の提出者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ, 独自性のある提案ができているか。 ・事業効果を一層高めることが期待できるような提案ができているか。 | /8 | |

| | | | |
|--------------|---|------|----|
| (5)プレゼンテーション | プレゼンテーション能力 ・業務の理解度，分かりやすさ。 ・提案内容を明確に説明しているか。 | /4 | /8 |
| | 質疑・応答 ・質問内容を把握し，的確な回答，対応ができたか。 | /4 | |
| 合計 | | /100 | |